

中央区個別移動支援事業のご案内

1 事業概要

屋外での移動が困難な方に対して、外出のための個別の支援（以下「移動支援」という。）を利用する場合の費用（以下「移動支援事業費」という。）を支給することにより、地域における自立生活および社会参加の促進を図ることを目的とします。

2 対象者

①～③のうち以下の対象要件を満たす方とします。

- ① 学齢児以上で中央区内に居住しており、屋外での移動に著しい制限がある方
- ② 区が介護給付費等を支給決定しているグループホーム入居者
- ③ 区が介護給付費を支給決定している障害者支援施設入所者で、一時帰宅中の方

障害種別	対象要件
身体障害者	・視覚障害者 ・全身性障害者（身体障害者手帳1級で両上下肢に機能障害のある方、または、これに準ずる障害のある方。）
知的障害者	・愛の手帳（療育手帳）所持者
精神障害者	・精神障害者保健福祉手帳所持者
高次脳機能	・医師による診断を受けた方。（診断書等により対象者の判断をする）
難病患者等	・障害者総合支援法第4条第1項に規定する疾病を罹患し、屋外での移動に著しい制限のある方。
障害児	・特別支援学校または特別支援学級に通学する方で、自力での通学が困難な方

※対象外となる場合

総合支援法及び他の法令による制度により、同種のサービスを受けることができる方

例：行動援護、重度訪問介護、同行援護の支給決定者（同行援護は支給量の上限を超えて利用する必要のある方を除く）

3 利用期間

移動支援の利用期間は、支給決定を受けた日から1年間です。期間途中で支給量や負担額を変更することも可能です。（負担額は新しい年度の税の確定が6月のため、7月から変更可能）

利用期間の更新を希望される場合は手続きが必要です。期間終了前に区役所から更新のご案内と申請書を郵送いたしますので、更新の手続きを行ってください。期限内に更新の手続きを済まされなかった場合は利用ができなくなります。また、サービスの利用を終了する場合は、その旨を障害者福祉課相談支援係まで連絡してください。

4 サービスの対象となる外出

- ・社会生活上必要不可欠な外出
行政機関・金融機関等での手続き、生活必需品の買い物、公的行事参加、冠婚葬祭等
(障害福祉サービスにおける「通院等介助」の対象となる方はそちらが優先されます。)
- ・余暇活動等社会参加のための外出
地域の行事への参加、スポーツ観戦、観劇等の余暇活動等
- ・特別支援学校又は特別支援学級への通学等 (片道30分以内目安、月23時間を上限とします。)
- ・小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、大学および高等専門学校への通学等 (片道30分以内目安、月23時間を上限とします。)

※通学時の利用は、単独での通学が困難であり、かつ、就労・疾病などにより家族等の付き添いがない場合に限り、利用にあたっては、ご本人およびご家族の状況がわかる証明書等の提出が必要です。詳しくは次項「5 通学に移動支援を利用する場合」をご確認ください。

5 通学に移動支援を利用する場合

(1) 通学時の利用例

往路	復路
自宅～学校	学校～自宅
自宅～スクールバス停留所	学校～事業所等
自宅～事業所等 (長期休業期間)	スクールバス停留所～自宅
	スクールバス停留所～事業所等
	事業所等～自宅 (長期休業期間)

※往路、復路ともに1回30分以内目安、かつ、1日2回以内の利用に限り、

※事業所等…放課後等デイサービス事業所、児童館

(2) 利用にあたり必要な証明書等

利用が必要な理由	証明書等の内容
ご本人の状況	以下のいずれか ・手帳 (身体障害者手帳、愛の手帳、精神保健福祉手帳) ・診断書 (高次脳、難病) ・特別支援学校・特別支援学級通学決定通知書等
ご家族の状況[就労]	就業証明書 (※)
ご家族の状況[疾病]	診断書、医療証等
ご家族の状況[その他]	具体的な理由を記入した申立書

※就業証明書：勤務先 (名称・所在地・電話番号)、雇用形態 (勤務日数、勤務時間、定休日)、記入担当者が明記されたもの。

6 サービスの対象とならない外出

- ・障害福祉サービスや介護保険サービス等で利用できる外出
- ・社会通念上公的支援が適当でない外出
宗教活動、ギャンブル、営業活動等営利目的の外出
- ・通勤、通所等通年かつ長期にわたる外出

※ただし、真にやむを得ない場合については個別にご相談ください。

例：介護者が病気のため、通学に利用

通勤経路を覚えるまで、一時的に利用

7 移動支援とみなされるサービスの範囲

- ・外出の準備や帰宅直後の手荷物の整理、着替えの手伝い
- ・外出中の食事または排泄における身体的介護（「身体介護有（※）」の認定を受けた方に限る。）
- ・外出に伴う交通機関の利用補助
- ・外出中やその前後における視覚障害者の代筆、代読等のコミュニケーション支援
- ・外出先で必要な待機時間（長時間とならない診察中の待機等）

※移動支援の支給決定にあたり、「身体介護無」「身体介護有」の認定を行います。

身体介護無…身体に触れることなく、目的地までの誘導や声かけ、促しをする等の見守り程度の支援や外出先での読み書き等の支援が必要な方

身体介護有…身体介護無の内容に加えて、食事や排泄、車いすの介助等の支援が必要な方

8 サービス提供について

(1) サービスの方法

マンツーマンによる移動支援(個別支援)です。

(2) サービス提供の仕組み

サービス提供事業者を利用者が自ら選択・契約してサービス利用を行います。契約は、中央区移動支援事業の事業者として登録した事業所と行います。別紙「中央区移動支援実施事業者一覧」をご確認ください。

(3) 支給量

1人につき最大月50時間までとし、状況等聞き取りのうえで必要な時間を支給します。

(4) サービスに要する費用(報酬)

障害者総合支援法における居宅介護「通院等介助」の算定額と同額となります。

(5) 利用者負担

原則としてサービスに要した費用の1割負担です。サービス提供事業者にお支払いください。

- ・月額負担上限額（障害福祉サービスと同様、特別区民税所得割額に応じた額）を設定します。上限額を超過して負担された場合は、申請により償還払いを行います。
また、同じ月に移動支援以外の障害福祉サービス（居宅介護等）も利用し、利用者負担額の合計が月額負担上限額を超過した場合も、申請により償還払いを行います。
- ・住民税非課税世帯については、自己負担はありません。
- ・なお、外出中の従業者（ヘルパー）の交通費やチケット代などは、別途利用者の負担となります。利用者宅までの往路、業務終了後の外出先からの復路の交通費、従業中の食事代等は事業所が負担します。

【月額負担上限額表】

	生活保護	特別区民税 非課税世帯	特別区民税課税世帯 所得割額		
			16万円未満	28万円未満	28万円以上
障害者	0円	0円	9,300円	37,200円	
障害児	0円	0円	4,600円		37,200円

※世帯の範囲

障害者…本人・配偶者

障害児…住民基本台帳上の世帯

9 利用上の注意

- ・サービス利用の際は、必ず「地域生活支援事業受給者証」を事業者に提示してください。
- ・支給決定を受けた1か月の支給量を超えて利用することのないよう、計画的にご利用ください。超過利用分については、全額自己負担となります。
- ・利用者負担は、事業者からの請求を確認してサービス利用月の翌月に事業者へ直接お支払いください。
- ・複数の移動支援事業者の利用や居宅介護・短期入所等他の障害福祉サービス利用により、月額負担上限額を超えて利用者負担を支払った場合は、後日、区に対し、超過自己負担額申請書と領収書を添えて申請をしていただくことにより、超過自己負担分を償還払いします。詳細は担当ケースワーカーにご相談ください。